

川崎市在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業実施要綱

（目的）

第1条 本事業は、在宅の重度障害者（児）が、現に居住している市内の既存住宅をその障害の状況に適するように改良する工事（以下「改良工事」という。）を行って、自らの生活環境の改善を図る場合に、その工事に要する費用を給付すること又は在宅生活での必要な動作に制限を受けている障害者（児）に、自立促進用具（以下「用具」という。）を交付することによって、障害者の自立の促進や介助者の負担軽減を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、川崎市とする。

（給付対象改良工事）

第3条 給付対象改良工事とは、既存住宅の住宅設備をその障害の状況に適するよう改良する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、本事業の対象工事の範囲から除くものとする。

- （1）川崎市障害者（児）日常生活用具等給付事業実施要綱第3条第1項別表の用具種目「居宅生活動作補助用具」の給付対象者で、同用具の対象工事。
- （2）介護保険対象者については、介護保険における住宅改修費の支給対象工事。
- （3）住宅の新築、全面改築、増築及び中古住宅購入に伴う工事。
- （4）第9条に定める申請前に、既に着手あるいは完了している工事。

（改良工事の給付対象者）

第4条 改良工事の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、生活環境の改善のため、改良工事の必要性が認められるものとする。

- （1）身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）のうち、その障害程度が1級又は2級に該当する者（児）。
 - （2）地域支援室又は児童相談所（以下「判定機関」という。）において知能指数が35以下と判定された者（児）。
 - （3）身体障害者のうち、その障害程度が3級に該当する者であって、かつ判定機関において知能指数が50以下と判定された者（児）。
- 2 改良工事の給付対象者が、川崎市高齢者住宅改造費助成事業の給付対象者となるときは、どちらか一方を選択できるものとする。

ただし、川崎市高齢者住宅改造費助成事業実施要綱に基づく給付があったときは、本事業の給付対象者とならない。

（改良工事の給付額）

第5条 改良工事の給付額は、改良工事に要する経費から寄附金その他収入の額（返還を要しないもの）を控除した額又は100万円のいずれか少ない額から第8条に定める自己負担額を差し引いた額とする。

(対象となる用具の種類、交付対象者及び給付上限額等)

第6条 交付対象となる用具の種類、性能、対象となる修理（以下「用具の修理」という。）、交付対象者及び給付上限額は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(用具の交付額等)

第7条 用具の交付額は、以下のとおりとする。

- (1) 用具の価格又は別表1に定める給付上限額のいずれか少ない額から第8条に定める自己負担額を差し引いた額とする。なお、各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (2) 移動機器については、1回の申請で、別表1に定める給付上限額100万円として、異なる種類の用具を複数交付することができる。また、同じ種類の用具を複数交付することや身体状況等に合わせて特殊加工した用具を交付することが必要と認められる場合で、別表1に定める給付上限額100万円を超える場合は、第5条に規定する改良工事（取付工事の改良工事を含む。）の給付額と合わせて給付上限額を200万円とすることができる。なお、その場合、別途、第5条に規定する改良工事の給付額は助成することができない。
- (3) 前号で、給付上限額が200万円となる場合は、用具（取付工事等の改良工事を含む。）に要する経費から寄附金その他収入の額（返還を要しないもの）を控除した額又は200万円のいずれか少ない額から第8条に定める自己負担額を差し引いた額とする。

2 用具の修理に必要とされる交付額は、以下のとおりとする。

- (1) 用具の修理に必要とされる費用又は別表2に定める給付上限額のいずれか少ない額とする。なお、各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (2) 用具の交付決定日から5年以内であれば、前号に定める交付額の合計が給付上限額に達するまで複数回に分けて助成することができる。

また、用具の交付決定日から5年の周期ごとに、新たに別表2に定める給付上限額を助成することができ、前号に定める交付額の合計が給付上限額に達するまで複数回に分けて助成することができる。なお、5年以内の交付額が給付上限額に達しなかった場合は、新たに助成することができる給付上限額にその額を上乗せすることはできないものとする。

(自己負担額)

第8条 自己負担額は、給付対象者及び交付対象者（以下「対象者」という。）の属する世帯の市民税額に応じて、世帯の所得区分により、別表3に定める「費用の自己負担区分表」により算定した額とする。

所得区分の決定は、第9条に定める申請を行う月の属する前年（申請する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）の当該対象者の属する世帯の所得状況により行うものとする。

世帯の範囲は、当該対象者が18歳以上の障害者である場合は当該対象者及び配偶者とし、18歳未満の障害児である場合は当該対象者を含む同一世帯とする。また、市民税課税世帯の所得区分については、当該対象者の属する世帯のうち最多課税者の市民税額（所得割）によることとする。ただし、用具の修理の場合は、所得区分に係らず自己負担額は生じないものとする。

なお、市町村民税額（所得割）については、次の各号に基づいて算定するものとする。

(1) 平成22年度改正前の16歳未満の扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除を適用する。

(2) 平成30年度以降、市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の市町村民税所得割額は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する標準税率（6%）を用いる。

(申請)

第9条 改良工事の給付を受けようとする者（障害児にあつてはその保護者）は、改良工事を行う前に、申請書（第1号様式）、着工予定工事内訳書、工事図面をその居住地を管轄する区長に提出しなければならない。

ただし、賃貸住宅に居住する対象者は、住宅設備改良に関する承諾書（第2号様式）を提出し、グループホーム入居者は、運営主体の責任者からの「住宅改良についての意見書・承諾書」を提出しなければならない。

2 用具の交付及び用具の修理を希望する者（障害児あつてはその保護者）は、申請書（第1号様式）をその居住地を管轄する区長に提出しなければならない。なお、第7条第2項第2号に定める申請については、その都度、申請書をその居住地を管轄する区長に提出しなければならない。

(調査及び評価)

第10条 前条の申請を受理した区長は、対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の状況及び住宅環境等を調査する。調査後、専門的な助言、指導を必要とするため、関係機関（地域療育センター、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎、専門医師等）及び一般社団法人川崎市建築設計事務所協会に評価依頼書により工事計画書の写し及び訪問調査票の写し等を添えて評価を依頼する。なお、次の場合は、評価の依頼を省略することができるものとする。

(1) 20万円以下の小規模改良工事。

(2) 自立補助機器のみの交付。

(3) 用具の修理のみ。

2 関係機関及び一般社団法人川崎市建築設計事務所協会は、依頼を受けた後、福祉事務所と連携し、改良工事及び用具の交付に関しての調査、助言並びに指導を目的として次のサービスを提供するものとする。

(1) 対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、身体の状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行うこと。

(2) 改造内容、用具、施行計画に対する評価及び意見書を作成すること。

(3) その他、改良工事及び用具の交付が円滑に行われるよう関係機関及び一般社団法人川崎市建築設計事務所協会との連絡調整を行うこと。

3 区長は、必要に応じて関係機関の専門職員によりリフォームチームを構成し、改良工事及び用具の交付に関しての協議を行う。

4 用具の製作又は販売を業としている者（以下「業者」という。）の選定に当たっては、低廉な価格で良質、かつ適切な用具が確保できるよう、経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定をするものとする。

(決定)

第11条 区長は、提出された書類及び前条による調査並びに評価に基づき可否を決定する。

- 2 区長は、改良工事の給付を決定した場合は、重度障害者住宅設備改良費給付決定通知書（第3号様式。以下「改良工事決定通知書」という。）を、用具の交付を決定した場合は、自立促進用具交付決定通知書（第4号様式。以下「用具決定通知書」という。）を対象者あて通知するとともに、重度障害者住宅設備改良費給付券（第5号様式。以下「改良工事給付券」という。）を工事施工者に、自立促進用具交付券（第6号様式。以下「用具交付券」という。）を業者に通知する。
- 3 区長は、改良工事の申請を却下する場合は、重度障害者住宅設備改良費給付却下通知書（第7号様式。）を、用具の申請を却下する場合は、自立促進用具交付却下通知書（第8号様式。）を対象者あて通知する。

(用具の交付)

第12条 用具の交付は、業者に委託して行うものとする。

- 2 用具決定通知書を受けた者（以下「用具交付決定者」という。）は、業者に用具決定通知書を提示し、用具の交付を受けるものとする。

(改良工事の検査確認等)

第13条 改良工事決定通知書を受けた者（以下「改良工事決定者」という。）は、改良工事が完成したときには、重度障害者住宅設備改良工事完成届（第9号様式）を区長に提出する。

- 2 区長は、前項により届け出があったときは、改良工事給付者宅を訪問し、工事内容の検査を行う。

(費用の負担及び支払)

第14条 改良工事の費用負担及び支払いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 改良工事決定者は、工事施工者に、第8条に定める自己負担額を支払わなければならない。
 - (2) 区長は、工事施工者からの適法な請求に基づいて、第5条に定める給付額を支払うものとする。
 - (3) 工事施工者が、前項の請求を行うときには、改良工事給付券を提出しなければならない。
- 2 用具の費用負担及び支払いは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 用具交付決定者は、業者に第8条に定める自己負担額を支払わなければならない。
 - (2) 区長は、業者からの適法な請求に基づいて、第7条に定める交付額を支払うものとする。
 - (3) 業者が、前項の請求を行うときには、用具交付券を提出しなければならない。

(用具の管理)

第15条 用具交付決定者は、用具を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

- 2 区長は、用具交付決定者が、前項に定める違反をした場合には、交付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第16条 改良工事決定者は、住宅を給付決定日から、5年間譲渡し、交換し、貸出又は担保に供してはならない。

2 区長は、改良工事決定者が、前項に定める違反をした場合には、改良工事に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(再申請等)

第17条 本事業の申請(第9条第2項に定める用具の修理の申請は除く。)は、原則として1回限りとするが、次に掲げる特別な事情に該当する場合は、再申請をすることができる。

(1) 身体状況(障害程度)の変化

(2) 住宅状況の変化

(3) 介護状況の変化

2 用具の再交付の申請は、交付決定日から5年を経過し、かつ著しい破損のため補修用部品による修理が不可能と認められる場合は申請ができるものとする。

ただし、業者が定める補修用部品の最低保存期間の間は行わないものとし、故意又は重過失により破損又は滅損した場合には、再交付は行わないものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 川崎市重度障害者住宅設備改良費給付事業と川崎市重度身体障害者(児)自立促進用具交付事業は、廃止する。

ただし、前項に定める施行日前にかかる「川崎市重度障害者住宅設備改良費給付事業」「川崎市重度身体障害者(児)自立促進用具交付事業」に係る助成については、従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成19年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成24年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成26年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成26年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(別表1) 交付対象用具 (第6条関係)

| 用具 | 種類 | 性能 | 対象者 | 給付上限額 |
|--------|-----------|---|--|------------|
| 移動機器 | ホームエレベーター | 対象者の居室移動を可能にし、操作が容易なもの。 | 下肢又は体幹機能障害3級以上及び内部障害1級にて、在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な障害者(児) *地域療育センター、地域リハビリテーションセンター又はれいんぼう川崎等の専門機関により、用具の交付が必要であると認められた者 | 1,000,000円 |
| | 段差解消機 | 対象者の段差の移動を可能にするもので、操作が容易なもの。 | | |
| | 階段昇降機 | キャリアによって、対象者の階段等の移動を可能にするもので、操作が容易なもの。 | | |
| | リフト | キャリアによって、対象者の空間及び段差の移動を可能にするもので、操作が容易なもの。 | | |
| | 昇降補助機器 | 昇降機器によって、立ち上がり動作や移乗を可能とするもので、操作が容易なもの。 | | |
| 自立補助機器 | 環境制御装置 | 対象者が残存機能を利用して、身の回りの電機製品や住宅設備を電機的に操作するもの。 | 四肢機能障害1級又は2級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される障害者(児) *地域療育センター、地域リハビリテーションセンター又はれいんぼう川崎等の専門機関により、用具の交付が必要であると認められた者 | 700,000円 |

(別表2) 用具の修理等 (第6条関係)

| 用具 | 種類 | 対象となる修理 | 対象者 | 給付上限額 |
|--------|-----------|----------------------------------|--|----------|
| 移動機器 | ホームエレベーター | 既に交付を受けている別表1に定めるホームエレベーターの修理用具。 | 下肢又は体幹機能障害3級以上及び内部障害1級にて、在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な障害者(児) | 100,000円 |
| | 段差解消機 | 既に交付を受けている別表1に定める段差解消機の修理用具。 | | |
| | 階段昇降機 | 既に交付を受けている別表1に定める階段昇降機の修理用具。 | | |
| | リフト | 既に交付を受けている別表1に定めるリフトの修理用具。 | | |
| | 昇降補助機器 | 既に交付を受けている別表1に定める昇降補助機器の修理用具。 | | |
| 自立補助機器 | 環境制御装置 | 既に交付を受けている別表1に定める環境制御装置の修理用具。 | 四肢機能障害1級又は2級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される障害者(児) | 70,000円 |

(別表3) 費用の自己負担区分表 (第8条関係)

| 区分 | 階層 | 自己負担率 |
|---------------------------------|----|-----------|
| 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 | 第1 | 0 |
| 市民税(所得割)3万3千円未満 | | |
| 市民税(所得割)3万3千円以上2万5千円未満 | 第2 | 所要額の1/4の額 |
| 市民税(所得割)2万5千円以上4万6千円未満 | 第3 | 所要額の1/2の額 |
| 市民税(所得割)4万6千円以上 | 第4 | 全額自己負担 |
| *用具の修理は、自己負担が生じないため、自己負担率は0とする。 | | |

(第1号様式)

やさしい住まい(住宅設備改良・自立促進用具)

年 月 日

(宛先)

_____ 区長

申請者氏名 _____

住 所 _____ 区 _____

電 話 _____ (_____) _____

対象者との続柄 (_____)

次のとおり申請します。

| | | | | | | | |
|--------------------|---|-------------------------------|-----------|-----------|---------|------------|-------|
| 対 象 者 | 氏 名 | | | 生 年 月 日 | 明・大・昭・平 | 年 月 日 (歳) | |
| | 住 所 | 区 | | | | 電 話 | () |
| | 障 害 種 別 | <input type="checkbox"/> 身体障害 | 手 帳 | 市 ・ 県 第 号 | | 種 級 | |
| | | | 障害名 | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 知的障害 | 手 帳 | 川 崎 市 第 号 | 程 度 | | |
| | <input type="checkbox"/> 精神障害 | 手 帳 | 川 崎 市 第 号 | 程 度 | | | |
| | 住 基 世 帯 状 況 | 扶 養 義 務 者 | 有 ・ 無 | 氏 名 | 続柄() | | 続柄() |
| | | | | | 続柄() | | 続柄() |
| 申 請 用 具 | | | | | | | |
| 改 良 所 | 1 浴室 2 便所 3 玄関 4 台所 5 その他() | | | | | | |
| 申 請 理 由 | | | | | | | |
| 所得区分 | 生活保護 ・ 非課税世帯 ・ 市民税3万3千円未満 ・ 市民税3万3千円以上23万5千円未満 市民税23万5千円以上46万円未満 ・ 市民税46万円以上 | | | | | | |
| 生活保護への移行 予防措置認定 | <input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。 | | | | | | |

* 申請の際には、見積書と市民税額等の確認できるものを添付してください。

市民税額: 1月~6月までの申請では前々年分、7月~12月までの申請は前年分所得に対する課税金額。

年 月 日

住宅設備改良に関する承諾書

借家人 住所 _____

氏名 _____ 様

家屋所有者 住所 _____

電話 _____

氏名 _____

川崎市在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業に係る次の工事について、住宅の改造を承諾します。

| | |
|-------------------------|--|
| 在宅の所在地 | 区 |
| 改造箇所 | <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 手洗所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 改造内容 | |
| 備考 | |
| 退去時復元の有無 （※家屋所有者が記入） | <input type="checkbox"/> 改造前の状態に要復元 <input type="checkbox"/> 改造後の状態で可 |

(第3号様式)

第 年 月 日 号

様

区長

在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

重度障害者住宅設備改良費給付決定通知書

さきに申請のありました重度障害者住宅設備改良費につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|----------------|--|---------|-------|
| 給付券番号 | | 決定年月日 | 年 月 日 |
| 対象者氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 対象者住所 | | | |
| 保護者氏名 | | 対象者との続柄 | |
| 給付対象工事 | | | |
| 施工業者名 住所・電話 | | | |
| 給付基本額 | 円 | 給付決定額 | 円 |
| 自己負担額 | 円 | | |
| 注意事項 | <ol style="list-style-type: none">この給付決定通知書を受領後は、速やかに工事を着工してください。この給付決定額については、川崎市が工事施工業者に支払います。なお、自己負担額については、工事が完了後、速やかに直接工事施工業者へお支払いください。この給付金は、障害者の住宅設備改良工事のために支給するものです。これに反した場合には、給付金の全部又は一部を返還していただくことがあります。実際に工事に要した金額が変更となった場合、改めて給付決定額を計算し直しさせていただきます。 | | |

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(第4号様式)

第 号
年 月 日

様

区長

在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

自立促進用具交付決定通知書

さきに申請のありました自立促進用具につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|----------------|--|-------|-------|
| 交付券番号 | | 決定年月日 | 年 月 日 |
| 対象者氏名 | | | |
| 対象者住所 | | | |
| 交付する用具名 | 価格 | 円 | |
| | 交付を受ける者 又は扶養する者 が支払う額 | 円 | |
| | 公費負担額 | 円 | |
| 納入業者名 住所・電話 | | | |
| 注意事項 | 1 用具は、対象者又はこれを扶養する者が、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に交付されるものですから、支払額については、必ず用具を受け取る前にお支払ください。 2 交付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。 | | |

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(第5号様式)

第 号
年 月 日

様

在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

| 重度障害者住宅設備改良費給付券 | | | |
|--|---------------|--------------------------|---------|
| 給付券番号 | 第 号 | 給付券発行年月日 | 年 月 日 |
| 対象者氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 対象者住所 | | | |
| 保護者氏名 | | 対象者との続柄 | |
| 給付対象工事 | | | |
| 施工業者名 住所・電話 | | | |
| 給付基本額 | 円 | 公費負担額 | 円 |
| 自己負担額 | 円 | | |
| この券の有効期限 | 受給者が業者に提示する期限 | | 年 月 日 |
| | 業者の公費支払請求期限 | | 年 月 日 |
| 上記のとおり決定します。 年 月 日 区長 | | | |
| 工事の完成した日 | 年 月 日 | 給付を受けた者・扶養 義務者から受領した額 | 円 |
| 受領業者名及び受領日（給付を受けた者等 から受領した額がある場合のみ記入） | | 住 所 業者名 代表者名 | 年 月 日受領 |
| 改良受領者氏名 | | 検収者 | 年 月 日 |
| | | 検査年月日 | 年 月 日 |
| | | 検査員氏名 | |

(第6号様式)

第 号
年 月 日

様

在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

| 自立促進用具交付券 | | | | | |
|--------------------------------------|---------------|-------------------------------|-------|-------|---|
| 交付券番号 | 第 号 | 交付券発行年月日 | 年 月 日 | | |
| 対象者氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 対象者住所 | | | | | |
| 保護者氏名 | | 対象者との続柄 | | | |
| 交付する用具名 | | | | | |
| 納入業者名 住所・電話 | | | | | |
| 価格 | 円 | 利用者負担額 | 円 | 公費負担額 | 円 |
| この券の有効期限 | 受給者が業者に提示する期限 | | 年 月 日 | | |
| | 業者の公費支払請求期限 | | 年 月 日 | | |
| 上記のとおり決定します。 年 月 日 区長 | | | | | |
| 業者の納品した日 | 年 月 日 | 交付を受けた者・扶養義務者から受領した額 | 円 | | |
| 受領業者名及び受領日（交付を受けた者等から受領した額がある場合のみ記入） | | 年 月 日受領 住 所 業者名 代表者名 | | | |
| 用具受領者氏名 | | ※ | 検査年月日 | 年 月 日 | |
| | | 検収者 | 検査員氏名 | | |

※は記入しないで下さい。納品の際、受領者の氏名及び受領日を記入し、請求書に添付してください。

(第7号様式)

第 号
年 月 日

様

区長

在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

重度障害者住宅設備改良費給付却下通知書

さきに申請のありました重度障害者住宅設備改良費の給付につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

- 1 対象者氏名
- 2 対象者住所
- 3 却下理由
- 4 改良箇所名

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(第8号様式)

第 号
年 月 日

様

区長

在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

自立促進用具交付却下通知書

さきに申請のありました重度障害者住宅設備改良費の給付につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

- 1 対象者氏名
- 2 対象者住所
- 3 却下理由
- 4 用具名

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(第9号様式)

重度障害者住宅設備改良工事完成届

年 月 日

(宛先)

区長

申請者住所

氏名

電話

次のとおり改良工事が完成しましたので届けます。

| | |
|---------|---------|
| 対象者 | |
| 決定通知書番号 | |
| 完成年月日 | |
| 改良箇所 | |
| 工事施工者 | 所在地 |
| | 名称及び代表者 |
| 検査希望年月日 | |

上記改良工事が完成したことを確認しました。

年 月 日

検査員氏名